

「広報紙K O B E」 広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「広報紙K O B E」(以下「広報紙」という。)への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基本原則)

第2条 広報紙に掲載する広告は、紙面との調和に配慮し、かつ次の各号に留意しなければならない。

- (1) 公正で誠実なものであること
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること
- (4) 品位を保ち、真実を伝えるものであること
- (5) 広告関連法規及び社会秩序を遵守するものであること

(広告の範囲)

第3条 前条の趣旨に鑑みて、次の各号に該当するものは承認しない。

- (1) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (2) 政治性のあるものや選挙に関係するもの
- (3) 宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- (4) 個人・団体の意見広告と名刺広告
- (5) 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
- (6) 人事募集にかかるもの。ただし、国・地方公共団体等が行うものを除く
- (7) フランチャイズチェーン・代理店の募集にかかるもの
- (8) 法令等に違反する恐れのあるもの

ア 独占禁止法に違反する建築条件付き宅地の広告

イ 医療法、薬事法等の広告制限に抵触する恐れのあるもの

ウ 特定商取引に関する法律の広告規制に抵触する恐れのあるもの

エ 不当景品類及び不当表示防止法の表示規制に抵触する恐れのあるもの

オ 健康増進法の誇大表示に抵触する恐れのあるもの

カ その他法令等に抵触する恐れのあるもの

(9) 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの

ア 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する広告

イ 性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現である広告(神戸市男女共同参画の推進に関する条例第8条に該当する広告)

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)に定める風俗営業及び兵庫県青少年愛護条例で規制される営業行為等

エ 貸金業法(昭和58年5月13日法律第32号)第2条に規定する貸金業

オ 都道府県知事又は市の許認可を受けていない、届け出をしていないなど各種手続きを行っていない社会福祉施設等の広告

カ 文部科学省・都道府県の認可を受けていない学校、専修学校及び各種学校の広告

(ただし、国などの公的機関の助成制度などの適用を受けている団体は除く。)

キ 青少年保護や健全育成に好ましくない広告

ク 名誉毀損、信用毀損、プライバシーの侵害、業務妨害の恐れのものや、差別を助長するもの

ケ 法律に定めのない医療類似行為を行う業種の広告

(10) 消費者保護の観点から適切でないもの

ア 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識させるような投資信託等の経済行為に関する広告

イ 医薬品・医薬部外品・化粧品・健康食品などの広告で、許可の範囲を逸脱した効能や効果を表現したり、不当に安全性を強調したりなどする広告

ウ エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形などの施術、役務サービス業の広告

エ 自己の優位を強調するため、他の商品と比較する表現の広告

オ 投機、射幸心をあおったり、内容が虚偽誇大など、過度の宣伝になるもの

カ 過去5年間に公的機関、行政機関から悪質な行為などにより、指名停止などの行政指導を受けた悪質な企業の広告

キ 住宅等の分譲物件については、次の各項に該当しない広告

(イ) 神戸市内の物件であること

(ロ) 事業主が東京証券取引所の上場企業であること。ただし、事業主が共同企業体の場合、構成員のうち1社以上が上場企業であること。または、事業主もしくは共同企業体の構成員のうち1社以上が以下の条件をみたすこと。

- ・上記の上場企業の100%出資子会社及びその100%出資子会社であること
- ・上場企業が主要株主でグループ企業、銀行、生保で発行済株式総数の過半数を保有していること
- ・国・地方公共団体等であること

(ハ) 広告対象物件が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年6月23日法律第81号）に規定された瑕疵保証制度および住宅性能表示制度の適用を受けていること

(ニ) 神戸市内で、戸別住宅、集合住宅、建築条件付宅地を提供した実績があること

(ホ) 開発許可や建築確認を受けている物件のシリーズ広告・予告広告

ク 結婚相談所または交際紹介業に関する広告

ケ 探偵事務所、興信所等の調査会社に関する広告

コ 特定商取引に関する法律で、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引と規定される業種に関する広告

サ 店舗販売を行わず、通信販売のみを行う事業者の広告。ただし、特定商取引に関する法律第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している事業者を除く。

シ 募金など資金の募集に関する広告。ただし、国の免許、認可などを受けたものを除く。

ス 割引サービス等を表示した広告

(11) 次に掲げる広告

ア 皇室関係の写真、紋章を使用したもの

イ 氏名、肖像など本人に無断で使用したもの、明らかに模倣、盗作などとみなされる表現のもの

ウ アマチュアスポーツの選手や役員の氏名、写真、推薦文を使用したもの

エ 国土地理院の地図を無断で使用したもの

オ 本市が指定もしくは紹介する事業者が行う事業と類似するもの、または、あたかも本市が推奨しているような表現のもの

カ 営業開始から1年以内の企業の広告

ただし、神戸市関連施設、公共団体の産業用地等への進出企業、「神戸市環境影響評価等に関する条例」に基づく環境アセスメント対象事業者、申し込み時に東京証券取引所又の一部もしくは二部上場で、市が求める審査書類を提出でき、特に問題がないと認める企業は除く。

キ 色彩やデザイン、写真が著しくけばけばしく、広告媒体との調和を損なうおそれのあるもの

ク 品位を損なう表現のもの

(12) 本要綱に規定のない広告は、当該企業に関する情報を考慮し「広報紙K O B E」等広告掲載審査委員会が判断する。

(広告の優先順位)

第4条 広告主並びに広告内容の優先順位は、次の順位によるものとする。

(1) 第1位順位

国、政府関係機関、地方公共団体、公社、公団、公益法人ならびにこれらに類するものが行う公共性の高い広告

(2) 第2位順位

市民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で、市内に事業所等を有するものが行う公共性の高い広告

(3) 第3位順位

市内において産業並びに観光文化の振興、人材の育成その他、地域振興に貢献するもの

(4) 第4位順位

前3号以外のもので市内に事業所等を有するものが行う広告

(5) 第5順位

前4号に掲げるもの以外のもの

(広告の規格)

第5条 広告の規格については、市長室長が定める。

(広報紙の広告の取り扱い)

第6条 広報紙への広告の掲載に関する事務は、広告取扱業者に取り扱わせるものとする。

(広告原稿の作成)

第7条 広告取扱業者は、広告原稿作成に当たって、あらかじめ神戸市（以下「市」という。）と協議し、完全原稿を市が指定した期日までに市へ提出するものとする。

(広告掲載方法)

第8条 広告の掲載は、次によるものとする。

(1) 広告内容

広告内容には広告主の名称・住所・電話番号及び広告である旨を明記すること。ただし、他の方法により、広告主及び広告内容の品質が担保される場合は、この限りでない。

(2) 広告内容の変更等

広告原稿のうち、表現内容で掲載にふさわしくないとと思われるもの、又は第3条に抵触するものは、部分的な作り直し、又はスポンサーの変更を指示する。

(広告取扱業者の決定)

第9条 広告取扱業者は、毎年度、一般競争入札によって決定する。

(広告主の募集)

第10条 広告取扱業者は、この要綱の第2条及び第3条に従って広告主を募集する。

2 新たな広告主については、事前に市との協議のうえ選定する。

(広告主の責務)

第11条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(審査機関)

第12条 広告掲載の適正化を図るため、「広報紙K O B E」等広告掲載審査委員会(以下「委員会」)を設置する。

2 委員会の組織、その他必要な事項については、別途定める。

3 委員会は、次の各号に掲げる事項について審査する。

(1) 第3条(2)に関する事

(2) 広告主の範囲及び広告掲載の内容等に関する事

(所管)

第13条 この要綱は、市長室広報戦略部が所管する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(一部改正)

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

(一部改正)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(一部改正)

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

(一部改正)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(一部改正)

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の規定は、平成22年度分の広告について適用し、平成21年度分までの広告については、なお従前の例による。

(一部改正)

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

(一部改正)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(一部改正)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(一部改正)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(一部改正)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(一部改正)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(一部改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(一部改正)

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

(一部改正)

この要綱は、令和7年1月16日から施行する。